

第3回事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会議事要旨

日時：平成28年6月30日 10:00～12:00

場所：本館第1共用会議室

出席者：品川委員、荒井委員、飯野委員、後委員、榎本委員、及川委員、大山委員、河原委員、神林委員、城所委員、篠山委員、清水委員、瀬上委員、瀬戸委員、高井委員、田中委員、玉越委員、内藤委員、長島委員
代理根津氏、山本委員、吉田委員、綿貫委員
(中小企業庁) 吉村財務課長

議題

- ・事業承継支援体制の検討と事業承継（自己）診断等の活用について
- ・事業承継税制見直しの方向性について

議事概要

- ・事務局から、事業承継支援体制の検討と事業承継（自己）診断等の活用、事業承継税制見直しの方向性について説明した後自由討議を行った。主な委員の御発言は以下のとおり。

1. 事業承継支援体制の検討と事業承継（自己）診断等の活用について

- ・地域の自主性を重んじた事業承継支援体制を構築することが必要。各支援機関がそれぞれ目的や役割等を認識し、共有を図ること、そして自治体とその連携を促すというモデルが有効。
- ・地域の有効な取組について、国が他の地域に普及させる必要がある。
- ・経営者・後継者への研修や事業承継の相談対応するプロを整備する事も必要である。また、事業承継診断等を行うに当たっては、事業者や支援者に対する何らかのインセンティブを付与することが望ましい。

2. 事業承継税制見直しの方向性について

- ・承継後の先代経営者の経営関与については、早期承継を促すため先代経営者が経営に何らかの関与ができるようにすることが望ましい。
- ・先代の関与を残すべきという意見もあるが、後継者が頑張れる環境を作ることが大事であるため、むしろ先代経営者が経営への関与をしないようにすることが望ましい。
- ・贈与を活用した場合は10年免除とする等のインセンティブを付与すること

が望ましい。

- ・現状、相続税の納税猶予の対象株式の上限は、実質約53%（ $2/3 \times 80\%$ ）である。猶予割合についても、80%から100%への拡大を検討する旨の平成20年5月8日の参議院の附帯決議に対応していくことが望ましい。
- ・ $2/3$ 以上経営者が保有していても、少数株主が権利の濫用を行う可能性を排除できないため経営が安定しない。中小企業では、経営者にできるだけ株式を集中し、理想としては経営者が100%保有することが望ましい。
- ・事業承継税制（猶予割合80%）と小規模宅地等の特例（80%評価減）の関係性はないと思われる。
- ・相続税の納税猶予制度への切替確認時の要件のあり方について、中小企業の成長を阻害しないという観点等から見直すことが望ましい。
- ・認定に先立つ事前確認制度については任意となったが活用ニーズはある。他方、要件の一部が認定要件よりも厳しく、この整合を図ることが望ましい。
- ・雇用環境が、事業承継税制創設の検討時（平成18年）から比べて大きく変化していることに留意すべきではないか。雇用要件についても、付加価値等の他の要件を追加する等の柔軟な対応が考えられるのではないか。
- ・果敢な経営判断をしたが結果としてうまくいかず、相続時に株価が下がっている時は、その姿勢は認めて相続時の株価で評価することが望ましい。
- ・震災等、経営者にとって予測困難な出来事により大きな影響を受けた場合は適用要件が緩和されるなど、セーフティネットを常備することが望ましい。
- ・株式評価は抜本的に見直すべき。類似業種のみならず、純資産方式も検討することが望ましい。
- ・税制と補助金等の支援策を一体として体制整備することが望ましい。
- ・事業承継への取組の姿勢や内容は都道府県によって異なる。事業承継税制も移譲されることから、国の支援があることが望ましい。

（以 上）